

委員会における情報の取扱いについて

平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会

平成27年10月3日決定

1. 基本の考え方

- (1) 委員会が調査・分析の過程で得た情報のうち、事実の解明、原因究明と再発防止に関連する情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、公開する。
 - ①個人情報及びプライバシー情報の保護という観点から、公開が相応しくない情報
 - ②委員会が他者（個人・組織）より提供を受けた情報であり、その公開について提供者の同意が得られていない情報
 - ③調査の過程で実施する聴き取りにより得られた情報であり、事実関係等の確認が完了していない情報
 - ④その他、公開することにより一般的な国内法令で保護されるべき関係者の権利・利益又は公共の利益を害するおそれのある情報
- (2) 委員会で取り扱う情報は、委員会による調査・分析以外の目的で利用してはならない。

2. 会議及び会議資料の取扱い

- (1) 委員会の会議は、審議の過程で上記「1. (1)」項の①～④に該当する情報を取り扱うことから、席上における自由闊達な議論を可能とする環境を確保し、かつ関係者の正当な利益を害さないため、非公開とする。
- (2) 会議の内容については、開催終了後すみやかに、その議事概要を公開する。
- (3) 会議資料、議事要旨については、上記「1. (1)」項の①～④に該当する部分を除き、会議終了後の準備が整った後に公開とする。
- (4) 議事概要、会議資料、議事要旨の公開は、原則として事務局ホームページへの掲載によるものとする。ただし、本災害の災害遺族・行方不明者家族のうち希望者に対しては、これを事務局より郵送にて提供する。

3. 調査・分析のため他者から提供を受けた資料等の取扱い

- (1) 調査・分析の過程で他者（個人・組織）から提供を受けた資料等は、その名称（表題等）、提供元などを一覧に整理し、次の条件をすべて満たす範囲において、会議資料又は報告書において公開する。
 - ①個人情報・プライバシー情報の保護の観点から、一覧による公開に支障がないこと
 - ②提供者から、一覧による公開について同意が得られていること
 - ③調査・分析（事実の解明、原因究明と再発防止）に関係があること
- (2) 他者から提供を受けた資料等は、委員会での調査・分析作業のみに利用する。

4. 調査・分析の過程で行う聴き取りの取扱い

- (1) 調査・分析の過程で実施する関係者等からの聴き取りは、非公開で行う。
- (2) 聴き取りは、対象者（未成年の場合は、その保護者を含む）の同意を得た上で、録音または録画により記録する。対象者の同意が得られない場合は、同席者が可能な限り正確に記録をとることとする。
- (3) 聴き取りにより得られた内容は、事務局において聴取書としてとりまとめる。
- (4) 聴き取りの記録（録音、録画、同席者による記録）及び聴取書は、以下の理由から公開しない。
 - ①個人情報・プライバシー情報の保護の観点で、支障を生じるおそれがあること
 - ②対象者の主観に基づく情報であり、事実関係等の確認が完了していないこと
- (5) 聴き取りにより得られた内容は、委員会での調査・分析作業のみに利用する。

以上